

I 給与改定諸項目の内容

番号	項目	内容	備考				
(1)	行政職給料表(一) 医療職給料表(一) 医療職給料表(二) 医療職給料表(三) 幼稚園教育職員給料表	勧告のとおり実施する。	令和5年4月1日 日から適用				
(2)	特別給	支給月数を次のように改める。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>現行</td> <td>改正後</td> </tr> <tr> <td>4.55月</td> <td>4.65月</td> </tr> </table> (0.10月の引上げ分は、勤勉手当に割り振る。) 別紙のとおり	現行	改正後	4.55月	4.65月	
現行	改正後						
4.55月	4.65月						
(3)	業務職給料表	別紙のとおり	令和5年4月1日 日から適用				
(4)	会計年度任用職員に係る 勤勉手当の導入について	別紙のとおり					
(5)	会計年度任用職員に係る 給与の改定時期の見直し について	別紙のとおり					
(6)	会計年度任用職員に係る 期末手当支給月数の取扱 いについて	別紙のとおり					
(7)	職種「福祉」職務名「保 育教諭」に係る任用制度、 給与制度等について	小委員会交渉で示したとおり					
(8)	職種「衛生監視」におけ る受験資格の改正について	小委員会交渉で示したとおり					
(9)	特別区職員経験者採用試 験・選考における受験資 格の改正について	小委員会交渉で示したとおり					
(10)	児童相談所等での経験を 求める採用制度の実施期 間の延長について	小委員会交渉で示したとおり					
(11)	国等の職員を対象とする 職務分類基準(I)1級 職への採用選考基準等の 新設について	小委員会交渉で示したとおり					
(12)	職務分類基準(I)4級 職への採用選考基準の改 正について	小委員会交渉で示したとおり					

(13)	配偶者同行休業に伴う代替職員採用制度の導入について	小委員会交渉で示したとおり	
------	---------------------------	---------------	--

II 交渉項目の扱い

番号	項目	内容
(1)	任期付短時間勤務職員採用制度の各区事項化	令和6年度給与改定交渉期までには結論が得られるよう引き続き協議事項とする。

勤勉手当に係る支給月数の改正について (案)

1 令和5年度に支給する期末手当及び勤勉手当の支給月数

(1) 一般職員 (定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員以外の職員)

	6月	12月	計
期末手当	1. 20 月	1. 20 月	2. 40 月
勤勉手当	1. 075月	<u>1. 175月</u>	2. 25 月
計	2. 275月	2. 375月	4. 65 月

(2) 一般職員 (定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員)

	6月	12月	計
期末手当	0. 675月	0. 675月	1. 35 月
勤勉手当	0. 525月	<u>0. 575月</u>	1. 10 月
計	1. 20 月	1. 25 月	2. 45 月

2 令和6年度以降に支給する期末手当及び勤勉手当の支給月数

(1) 一般職員（定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員以外の職員）

	6月	12月	計
期末手当	1. 20 月	1. 20 月	2. 40 月
勤勉手当	<u>1. 125月</u>	<u>1. 125月</u>	2. 25 月
計	2. 325月	2. 325月	4. 65 月

(2) 一般職員（定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員）

	6月	12月	計
期末手当	0. 675月	0. 675月	1. 35 月
勤勉手当	<u>0. 55 月</u>	<u>0. 55 月</u>	1. 10 月
計	1. 225月	1. 225月	2. 45 月

業務職給料表の改定について(案)

1 改定方針

行政職給料表(一)における公民較差の解消による引上げに合わせて、現在の業務職給料表(令和4年4月1日適用)の給料月額を、行政職給料表(一)の引上げと同率程度引き上げる。

2 業務職給料表

別紙のとおり

3 適用日

令和5年4月1日

業務職給料表(案)

別紙

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職員 以外の職員		円	円	円	円
	1	138,800	209,800	229,200	234,600
	2	139,500	211,300	230,900	236,300
	3	140,200	213,000	232,700	238,000
	4	140,900	214,500	234,500	239,800
	5	141,600	216,000	236,100	241,700
	6	142,300	217,500	237,900	243,500
	7	143,000	219,100	239,600	245,200
	8	143,700	220,700	241,400	247,200
	9	144,400	222,300	243,300	248,900
	10	145,100	224,200	245,200	250,800
	11	145,800	226,000	247,300	252,700
	12	146,500	227,800	249,400	254,600
	13	147,200	229,700	251,200	256,600
	14	148,200	231,300	253,200	258,600
	15	149,200	232,800	255,100	260,500
	16	150,200	234,400	256,900	262,500
	17	151,200	236,200	258,700	264,400
	18	152,300	237,600	260,400	266,300
	19	153,400	239,300	262,200	268,300
	20	154,500	240,900	264,100	270,200
	21	155,700	242,600	265,800	272,200
	22	156,900	244,000	267,700	274,300
	23	158,100	245,700	269,400	276,400
	24	159,300	247,300	271,200	278,600
	25	160,500	248,900	273,000	280,800
	26	161,600	250,400	274,900	282,900
	27	163,000	252,100	276,600	285,100
	28	164,300	253,700	278,400	287,100
	29	165,600	255,000	280,300	288,800
	30	167,100	256,700	281,900	291,100
	31	168,500	258,200	283,600	293,100
	32	170,000	259,700	285,400	295,200
	33	171,400	261,100	287,100	297,200
	34	173,200	262,600	288,900	299,300
	35	175,000	264,200	290,500	301,400
	36	176,600	265,500	292,200	303,400
	37	178,100	267,000	293,900	305,300
	38	179,100	268,400	295,700	307,200
	39	179,900	269,800	297,300	309,200
40	180,700	271,300	298,900	311,100	

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職員 以外の職員		円	円	円	円
	41	181,300	272,700	300,500	313,000
	42	182,200	274,000	302,100	314,900
	43	183,100	275,500	303,600	316,700
	44	184,200	276,800	305,100	318,600
	45	185,300	278,200	306,700	320,300
	46	186,600	279,500	308,200	322,200
	47	188,000	280,800	309,600	323,900
	48	189,200	282,000	311,100	325,700
	49	190,700	283,300	312,500	327,400
	50	192,100	284,600	313,900	329,100
	51	193,800	285,800	315,300	330,700
	52	195,300	286,900	316,600	332,300
	53	197,000	288,100	317,900	333,800
	54	198,300	289,100	319,200	335,400
	55	199,800	290,200	320,400	336,800
	56	201,200	291,100	321,500	338,300
	57	202,400	292,100	322,500	339,600
	58	204,000	293,100	323,700	341,000
	59	205,500	294,000	324,600	342,300
	60	206,900	294,800	325,400	343,600
	61	208,500	295,500	326,300	344,700
	62	209,700	296,300	327,000	345,700
	63	211,100	297,000	327,800	346,600
	64	212,700	297,700	328,400	347,500
	65	214,100	298,300	329,100	348,400
	66	215,400	298,900	329,800	349,100
	67	216,600	299,400	330,400	349,900
	68	218,200	299,900	330,900	350,600
	69	219,700	300,500	331,300	351,300
	70	220,900	301,000	332,000	351,900
	71	222,300	301,500	332,600	352,600
	72	223,900	301,900	333,000	353,200
	73	225,400	302,400	333,400	353,800
	74	226,700	302,800	333,900	354,300
	75	228,200	303,300	334,300	354,900
	76	229,600	303,700	334,700	355,500
	77	231,000	304,100	335,100	356,000
	78	232,300	304,500	335,600	356,400
	79	233,700	305,000	336,000	356,900
80	235,200	305,400	336,400	357,400	

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職員 以外の職員		円	円	円	円
	81	236,600	305,800	336,900	357,800
	82	237,900	306,200	337,300	358,200
	83	239,300	306,600	337,700	358,600
	84	240,600	307,100	338,200	359,000
	85	242,000	307,500	338,500	359,400
	86	243,200	307,800	338,900	359,800
	87	244,500	308,200	339,400	360,300
	88	245,900	308,500	339,700	360,600
	89	247,700	308,900	340,100	361,000
	90	248,700	309,200	340,400	361,500
	91	250,100	309,600	340,700	361,900
	92	251,300	309,900	341,100	362,200
	93	252,600	310,300	341,400	362,500
	94	253,900	310,600	341,800	362,900
	95	255,200	311,000	342,100	363,300
	96	256,400	311,300	342,500	363,600
	97	257,700	311,700	342,800	363,900
	98	259,000	312,000	343,200	364,300
	99	260,200	312,400	343,500	364,600
100	261,300	312,700	343,900	365,000	
101	262,500	313,100	344,200	365,300	
102	263,700	313,500	344,500	365,700	
103	264,900	313,900	344,900	366,000	
104	265,900	314,300	345,200	366,400	
105	267,000	314,700	345,600	366,700	
106	268,000	315,100	345,900	367,100	
107	269,100	315,500	346,300	367,400	
108	270,200	315,900	346,600	367,800	
109	271,100	316,300	347,000	368,100	
110	272,100	316,600	347,300	368,500	
111	273,100	316,900	347,600	368,800	
112	274,000	317,200	348,000	369,200	
113	274,900	317,500	348,300	369,500	
114	275,800	317,800	348,700	369,900	
115	276,600	318,100	349,000	370,200	
116	277,400	318,400	349,400	370,600	
117	278,200	318,700	349,700	370,900	
118	278,900	319,000	350,100	371,300	
119	279,700	319,300	350,500	371,600	
120	280,400	319,600	350,900	372,000	

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	121	280,900	319,900	351,300	372,300
	122	281,600	320,100	351,700	
	123	282,100	320,300	352,100	
	124	282,700	320,500	352,500	
	125	283,100	320,700	352,900	
	126	283,600	320,900	353,300	
	127	283,900	321,100	353,700	
	128	284,300	321,300	354,100	
	129	284,600	321,500	354,500	
	130	284,900	321,700	354,900	
	131	285,300	321,900	355,300	
	132	285,700	322,100	355,700	
	133	286,000	322,300	356,100	
	134	286,300	322,400	356,500	
	135	286,700	322,500	356,900	
	136	287,000	322,600	357,300	
	137	287,400	322,700	357,700	
	138	287,700	322,800	358,100	
	139	288,100	322,900	358,500	
	140	288,500	323,000	358,900	
	141	288,700	323,100	359,300	
	142	289,100	323,200	359,700	
	143	289,400	323,300	360,100	
	144	289,700	323,400	360,500	
	145	289,900	323,500	360,900	
	146	290,200	323,600	361,300	
	147	290,500	323,700	361,700	
	148	290,700	323,800	362,100	
	149	291,000	323,900	362,500	
	150	291,300		362,900	
	151	291,600		363,300	
152	291,800		363,700		
153	292,100		364,100		
154	292,400		364,400		
155	292,600		364,700		
156	292,900		365,000		
157	293,200		365,300		
158	293,500				
159	293,800				
160	294,100				
161	294,400				
162	294,700				
163	295,000				
164	295,300				
165	295,600				
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		213,000	224,200	245,000	275,700

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事委員会が定めるものに適用する。

会計年度任用職員に係る勤勉手当の導入について (案)

1 趣旨

「地方自治法の一部を改正する法律」(令和 6 年 4 月 1 日施行) を踏まえ、会計年度任用職員に係る勤勉手当の取扱いについて定める。

2 内容

(1) 支給対象

原則として任期が 6 か月以上の会計年度任用職員に支給する。ただし、次のいずれかに該当する者には支給しない。

ア 常勤職員における支給要件に該当しない者

イ 週当たりの勤務時間が 15 時間 30 分未満、かつ、週当たりの勤務日数が 2 日以下の者

ウ 別の定めにより勤勉手当の支給対象外の者

(2) 支給月数

常勤職員 (一般職員) と同様とする。

(3) 支給割合・算定・支給方法

原則として、支給割合・算定・支給方法は常勤職員 (一般職員) と同様とする。

(4) 成績率の段階

成績率の段階は、最上位、上位、中位、下位及び最下位の 5 段階評価とする。なお、段階ごとの分布率は各区において定める。

< 分布率に係る経過措置 >

令和 6 年度・令和 7 年度に限り、下位・最下位者の分布率をそれぞれ 0 % に設定する。

(5) 成績率の原資と割合

勤勉手当を支給する会計年度任用職員から一律拠出を行い、さらに、下位・最下位者から一定額を拠出し、それらを原資として成績上位者に再配する。成績上位者への積み上げ割合、一律拠出割合 (上限を 4 % とする)、下位・最下位者からの拠出割合 (上限をそれぞれ 2.5 % ・ 5 % とし、一律拠出に加えて拠出する。) は、各区において決定する。

< 一律拠出に係る経過措置 >

令和 6 年度・令和 7 年度に限り、一律拠出割合を 0 % にする。

(6) 勤務成績判定期間等

1 月 1 日から 12 月 31 日の 1 年間を勤務成績判定期間 (基準日は翌年の 1 月 1 日) とし、翌年度に支給される勤勉手当に適用する。

(7) 改定時期

常勤職員と同様とする。

3 実施時期

令和 6 年度からとする。

会計年度任用職員に係る給与の改定時期の 見直しについて(案)

1 趣旨

会計年度任用職員に関し、常勤職員との均衡を確保し、処遇改善を図るため、給与の改定に係る取扱いの見直しを行う。

2 内容

常勤職員の給与が改定された場合における会計年度任用職員の給与の改定時期については、当該常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じる。

ただし、当該会計年度任用職員が採用された日の属する年度の12月1日までに於いて次のいずれかに該当する者の給料・報酬額は、同日に改定する。

- (1) 任期が3か月以内の者
- (2) 週当たりの所定勤務時間が15時間30分未満、かつ、所定勤務日数が2日以下の者

3 実施時期

令和5年度からとする。

会計年度任用職員に係る期末手当支給月数の 取扱いについて(案)

1 趣旨

令和6年度から会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給することとしたことや、国や他団体との均衡を踏まえ、会計年度任用職員の処遇改善を図るため、次の特例措置を実施する。

2 内容

会計年度任用職員に係る期末手当の支給月数について、令和5年度に限り、常勤職員に係る特別給の改定月数と同月数を上乗せする特例措置を実施することとし、令和5年12月に支給する期末手当の支給月数を1.3月とする。

なお、令和6年度については、常勤職員に係る期末手当と同月数とする。

係長職昇任能力実証における合格後の取扱いについて

1 趣旨

職員が持つ多様な経験や専門性等の更なる活用を図る観点から、能力がありながら3級職へ昇任していない2級職の職員を主査等のスタッフ職として活用する。

2 内容

以下の対象者について、係長職昇任能力実証における合格後の取扱いを「原則として、合格の翌年度当初から各区が定める期間、主査等のスタッフ職として任用する。」こととする。

3 対象者

能力実証実施年度の基準日において、行政職給料表(一)、医療職給料表(二)又は医療職給料表(三)のいずれかの2級の最高号給が適用されている者のうち、当該号給に応じた給料月額を超える給料月額を受けているもの。

4 適用時期

令和6年度係長職昇任能力実証から適用する。